

令和7年度成田市いずみ聖地公園
合葬式墓地募集案内



【申込受付期間】令和7年7月1日(火)～7月25日(金)

応募者多数の場合は抽選により決定します。

目 次

1. 合葬式墓地について……………	1
2. 埋蔵方法……………	2
3. 申込区分・使用料……………	2
4. 申込資格……………	3
5. 募集スケジュール……………	5
6. 申込方法……………	6
7. 注意事項……………	8
8. 抽選及び補欠者の取扱い……………	8
9. 当選された方へ……………	9
いずみ聖地公園の案内・お問い合わせ……………	11

成 田 市

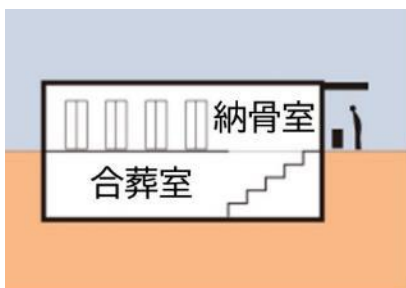
1. 合葬式墓地について

- ・合葬式墓地は承継を必要としない墓地として、1体又は2体の焼骨を個別に埋蔵する納骨室及び多数の焼骨を合わせて埋蔵する合葬室により構成される施設です。
- ・合葬式墓地は納骨室に2,000体、合葬室に7,000体が収容可能です。

合葬式墓地案内図



合葬式墓地内部のイメージ



納骨室



合葬室

2. 埋蔵方法

(1)通常合葬

- ・使用許可のあった日から20年間は焼骨を骨壺に入れた状態で納骨室に埋蔵し、20年経過後は焼骨を納骨袋に移し替えて合葬室に埋蔵します。
- ・焼骨が納骨室に埋蔵されている間は、改葬等による焼骨の返還が可能です。合葬室に移し替えた後は複数の焼骨を合わせて埋蔵するため、返還できません。
- ・納骨室使用期間の延長はできません。
- ・納骨室の使用場所及び番号は、市が指定するため使用者は選べません。

(2)直接合葬

- ・焼骨を納骨室に埋蔵することなく、本市が指定する納骨袋に入れた状態で合葬室に直接埋蔵する方法です。
- ・複数の焼骨を合わせて埋蔵するため、焼骨を返還することができません。

3. 申込区分・使用料

募集は毎年行う予定です。令和7年の募集数は以下のとおりです。

申込区分			募集数		使用料
区分A	通常合葬	焼骨所持1体分	25枠	25体	112,000円
区分B		焼骨所持2体分 又は 生前予約1体分 + 焼骨所持1体分	25枠	50体	224,000円
区分C		生前予約1体分	10枠	10体	112,000円
区分D		生前予約2体分	35枠	70体	224,000円
区分E	直接合葬	生前予約1体分	10枠	10体	50,000円
区分F		生前予約2体分	35枠	70体	100,000円

＜焼骨所持＞亡くなられた方の焼骨をお持ちの場合。別の墓地に納骨されている焼骨を改葬する場合を含みます。

＜生前予約＞申込者本人及び親族の墓地として生前に申し込むこと。

- ・申込者数が募集数を超えた区分がある場合は抽選を行います。
- ・募集数に達しない場合の余剰枠は応募者が超過した区分に振り替えて増枠します。
ただし、通常合葬(区分 A～D)と直接合葬(区分 E・F)間での余剰枠の振替えは行いません。
- ・焼骨所持の直接合葬は、上記の区分に係わらず随時申請を受け付けます。

4. 申込資格

【全区分共通】

- ・成田市民となって1年以上経過していること(市外居住者の特例措置あり。次ページ参照)。
- ・埋蔵する焼骨について、祭祀を主宰する者であること。
- ・市営霊園の一般墓地(普通墓地・芝生墓地)の使用許可を受けていないこと。
(※現在使用している一般墓地を返還し、合葬式墓地に改葬する場合は可。)

【通常合葬】

区分A＜焼骨所持1体分＞ 焼骨が1体あり、その焼骨を埋蔵したい場合

- ・埋蔵できる焼骨は、申込者の配偶者等に限る(次ページの図参照)。ただし、墓じまい、改葬による場合は、この限りではない。
- ・埋蔵する焼骨が1体であること。

区分B＜焼骨所持2体分＞ 焼骨が2体あり、その焼骨を埋蔵したい場合

- ・埋蔵できる焼骨は、申込者の配偶者等に限る(次ページの図参照)。ただし、墓じまい、改葬による場合は、この限りではない。
- ・埋蔵する焼骨が2体であること。

区分B＜生前予約1体分＋焼骨所持1体分＞ 焼骨が1体あり、その焼骨と申込者本人の2体分を埋蔵したい場合

- ・埋蔵できる焼骨は、申込者本人及び配偶者等に限る(次ページの図参照)。ただし、墓じまい、改葬による場合は、この限りではない。
- ・埋蔵する焼骨が申込者本人を含め2体までであること。
- ・申込者が65歳以上であること(昭和35年9月30日以前に生まれた方)。

区分C＜生前予約1体分＞ 申込者本人の埋蔵を予約したい場合

- ・埋蔵予定の焼骨が申込者本人のものであること。
- ・申込者が65歳以上であること(昭和35年9月30日以前に生まれた方)。

区分D＜生前予約2体分＞ 申込者本人と配偶者等の2名の埋蔵を予約したい場合

- ・埋蔵できる焼骨は、申込者本人及び配偶者等に限る(次ページの図参照)。
- ・埋蔵予定の焼骨が申込者本人を含め2体までであること。
- ・申込者が65歳以上であること(昭和35年9月30日以前に生まれた方)。

【直接合葬】

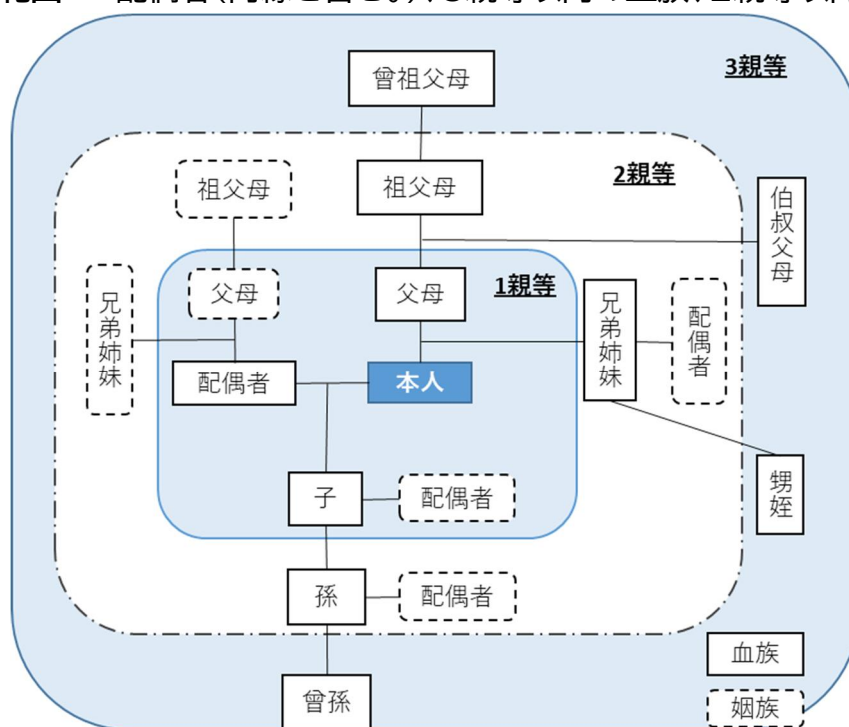
区分E＜生前予約1体分＞ 申込者本人の埋蔵を予約したい場合

- ・埋蔵予定の焼骨が申込者本人のものであること。
- ・申込者が65歳以上であること(昭和35年9月30日以前に生まれた方)。

区分F＜生前予約2体分＞ 申込者本人と配偶者等の2名の埋蔵を予約したい場合

- ・埋蔵できる焼骨は、申込者本人及び配偶者等に限る(下図参照)。
- ・埋蔵予定の焼骨が申込者本人を含め2体までであること。
- ・申込者が65歳以上であること(昭和35年9月30日以前に生まれた方)。

＜配偶者等の範囲＞ 配偶者(内縁を含む。)、3親等以内の血族、2親等以内の姻族



＜市外居住者の特例＞

市外居住者であっても、以下のいずれかに該当する場合は、所持する焼骨と申込者本人及び配偶者等の使用が可能です。ただし、納骨室の使用は2体までとします。

- ①市営霊園の一般墓地を返還して合葬式墓地へ改葬する場合(無縁墓地防止対策)
- ②死亡時において市民として1年以上経過した者の焼骨を埋蔵する場合

5. 募集スケジュール

1 申込受付期間

令和7年7月1日(火)～7月25日(金)

申込は窓口、郵送、オンラインで受理し、抽選用の受付番号を発行します。

2 受付番号発送

8月上旬

郵送申込の方に封書で受付番号をお知らせします。

※窓口、オンラインで申込の方には申込時点でお知らせします。

3 抽 選

令和7年8月12日(火)

申込者数が募集数を越えた区分がある場合は抽選を行います。

4 抽選結果通知

8月中旬

抽選結果を申込者全員に送付するとともに、当選者には申請案内書類を郵送します。

抽選結果はホームページにも掲載します。

5 使用申請書提出

抽選結果通知到着後～9月12日(金)まで

墓地使用許可申請書を受理し、資格審査を行います。申請受付期間に未提出の方は辞退したものとみなします。

6 補欠当選通知

9月30日(火)まで

補欠当選がある場合は補欠者にお知らせします。期限までにお知らせが届かなかった場合は落選となります。

7 使用料納付書発送

9月中旬～

資格審査の結果、要件を満たす方に順次使用料納付書を送付します。

8 使用許可書発送

9月下旬～

使用料納付確認後、順次使用許可書を送付します。

9 使 用 開 始

10月～

納骨は予約制ですので、いずみ聖地公園管理組合に連絡して納骨日時を調整してください。

※工事の進捗状況等により使用開始時期が変更となる場合があります。

6. 申込方法

【申込受付期間】令和7年7月1日(火)～7月25日(金)

(1)窓口の場合

7ページの記載例を参考に、「合葬式墓地使用申込書」に必要事項を記入の上、110円分の切手1組(未使用)を添えて成田市役所2階 環境衛生課まで持参してください。

※切手は抽選結果の通知に使用します。

※電子メールでの通知を希望する場合は、切手は必要ありません。環境衛生課からの電子メールを受信できるようメールソフトを設定してください。

(2)郵送の場合

7ページの記載例を参考に、「合葬式墓地使用申込書」に必要事項を記入の上、110円分の切手2組(未使用)を同封し、下記まで郵送してください(7月25日の消印有効)。

※切手は受付番号の通知、抽選結果の通知に使用します。

※電子メールでの通知を希望する場合は、切手は必要ありません。環境衛生課からの電子メールを受信できるようメールソフトを設定してください。

<郵送先> 〒286-8585 成田市花崎町760番地 成田市役所 環境衛生課 行

(3)オンラインの場合

下記 URL または QR コードより申込フォームにアクセスしてお申し込みください。

申込フォームへの入力完了後、受付番号が表示されますので、メモを取るなどにより必ず記録しておいてください。(受付番号例:TQ00000244)

※抽選結果通知などのお知らせを電子メールで送付しますので、環境衛生課からの電子メールを受信できるようメールソフトを設定してください。

<URL> <https://logoform.jp/form/kR3j/793458>

<QRコード>



合葬式墓地使用申込書

令和 7 年 〇 月 〇 日

1. 申込者情報

フリガナ	ナリタ タロウ		
氏 名	成田 太郎		
生年月日	大正 〇 昭和 〇 平成 30 年 1 月 1 日		
住 所	〒286-8585 成田市花崎町760番地		
電話番号	0476-〇〇-〇〇〇〇		
携帯電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇@.〇〇.〇〇		
市営霊園の 使用許可	あり ・ なし	(ある場合) 墓地番号	納骨体数 体

いずみ聖地公園・成田
霊園の墓地を使用し
ている場合は記入し
てください。

2. 申込区分

申し込む区分のアルファベットを記入してください。⇒

区分

D

3. 埋蔵する焼骨の者（生前予約の者を含む）

1	フリガナ	ナリタ タロウ	申込者との続柄	焼骨・生前の別
	氏 名	成田 太郎	本人	焼骨 生前
2	フリガナ	ナリタ ハナコ	申込者との続柄	焼骨・生前の別
	氏 名	成田 花子	妻	焼骨 生前

※次の欄には記入しないでください。

受付番号		受付印	
通知方法	☐ 郵送（切手 組） ☐ メール		
抽選結果	☐ 当選 ☐ 補欠（ 位） ☐ 落選		
備 考			

7. 注意事項

- ・使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができます。
- ・納骨室及び合葬室には、納骨時及び管理上必要な場合を除き、原則として立ち入ることができません。
- ・参拝は施設正面の参拝スペースで行っていただき、献花、焼香が可能です。塔婆やお供え物がある場合は参拝後お持ち帰りください。
- ・納骨室に埋蔵する骨壺の大きさは7寸(幅及び奥行22cm 高さ27cm)までとし、材質は陶磁器その他の焼骨の埋蔵に適したものとします。また、桐箱、骨覆等の外装や位牌等の副葬品は埋蔵できません。
- ・合葬室に埋蔵する焼骨は7寸骨壺に収容可能な量を限度に1体分とし、本市が指定する納骨袋に収納した状態でお預かりします。
- ・分骨による使用はできません。なお、納骨室に埋蔵された焼骨を分骨することは可能です。
- ・焼骨所持の場合は、許可日から1年以内に焼骨を埋蔵していただきます。
- ・生前予約による埋蔵予定者の変更はできません。
- ・生前予約の利用者は、その死後に焼骨の埋蔵手続きがされるよう、親族や関係者にあらかじめ依頼するなど、必要な措置を講じてください。
- ・生前予約2体分の使用許可を受けた後、使用者が死亡した場合は、残りの埋蔵予定者に使用权を承継していただきます。

8. 抽選及び補欠者の取扱い

(1) 抽選

- ・申込者数が募集数を越えた区分がある場合は抽選を行います。
- ・申込者の出席は任意とし、出欠席による抽選結果への影響はありません。また、抽選は公開で行いますので、どなたでも閲覧可能です。
- ・抽選は受付番号により行い、当選者のほか補欠者及び補欠順位を決定します。
- ・抽選結果は申込者全員に送付するとともに、当選者には申請案内書類を郵送します。
- ・抽選結果はホームページにも掲載します。

<URL> <https://www.city.narita.chiba.jp> から

市営霊園

検索 🔍

<抽選日時> 令和7年8月12日(火) 午前10時から

<抽選会場> 成田市役所6階 中会議室(成田市花崎町760番地)

(2) 補欠者の取扱い

- ・当選者による辞退等があった場合、補欠者を補欠順位の順に繰り上げて当選とします。
繰り上げ当選については**令和7年9月30日(火)**までにお知らせします。
- ・上記期日までに連絡がない場合は落選となりますのでご了承ください。

9. 当選された方へ

(1)使用申請

当選者には申請案内書類を郵送しますので、必要書類を作成・持参し、資格審査を受けていただきます。

<資格審査日時・場所>

抽選結果通知到着後～9月12日(金)まで(土・日除く)

9:00～12:00、13:00～17:00

成田市花崎町760番地 成田市役所2階 環境衛生課

<必要書類>

①合葬式墓地使用許可申請書

②抽選結果通知書(オンライン申込の場合は、受付番号がわかるものをご持参ください)

③焼骨所持を証明する書類(区分A、B 焼骨所持の場合のみ)

ア. 墓地に納骨していない場合・・・埋火葬許可証

イ. 成田霊園・いずみ聖地公園に納骨している場合・・・墓地使用許可書

ウ. 上記イ. 以外の墓地や納骨堂に納骨している場合・・・埋蔵・収蔵証明書

エ. 戸籍に記載されていない場合(死産・水子等)・・・死胎証明書又は死産証明書

④誓約書

⑤承諾書

[区分A、B 焼骨所持の場合のみ]

焼骨の方から見て、配偶者、兄弟姉妹、直系尊属、直系卑属(18歳以上)にあたるご存命の方の承諾が必要です。被埋蔵者が複数名の場合は、それぞれ承諾が必要です。なお、承諾が必要な方が所在不明など特別な事情がある場合は申立書が必要です。環境衛生課にご相談ください。

[区分D、F 生前予約2体分のみ]

申請者ではない埋蔵予定者本人の承諾が必要です。

⑥申請者の戸籍全部事項証明書

⑦焼骨の方の死亡記載のある戸籍(除籍)全部事項証明書

⑧申請者、埋蔵予定者、焼骨の方、⑤の承諾者の関係が確認できる戸籍全部事項証明書、改正原戸籍謄本等

※⑥、⑦、⑧は必要事項の記載があれば兼ねることができます。

(2)墓地使用料の納付

資格審査を通過された方に墓地使用料納入通知書を郵送しますので、指定された金融機関窓口で墓地使用料を納付してください。

<納付できる金融機関>

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、成田市農業協同組合、かとり農業協同組合、中央労働金庫、銚子商工信用組合

(3)使用許可書の送付

墓地使用料の納付が確認できた方から順次、使用許可書を郵送します。

使用許可書は大切に保管してください。紛失した場合、再交付には手数料がかかります。

(4)使用開始、納骨手続き

使用許可書がお手元に届いた後、合葬式墓地への納骨が可能になります。納骨は予約が必要ですので、いずみ聖地公園管理組合までご連絡ください(TEL:0476-36-2292)。

納骨式や法要を合わせて行う場合は、いずみ聖地公園内にある斎場(式場・和室)をご利用ください(別途使用料がかかります)。

<納骨時にご準備いただくもの>

①合葬式墓地使用許可書

②埋火葬許可証又は改葬許可証

既に他の墓地等に埋蔵、収蔵している焼骨の場合は、改葬許可証が必要ですので、現在使用中の墓地等の所在市町村で手続きをお願いします。

成田霊園、いずみ聖地公園をはじめ成田市内の墓地を使用中の場合は、環境衛生課が改葬手続きの窓口となります。

③通常合葬の場合は骨壺に納めた焼骨、直接合葬の場合は市指定の納骨袋に納めた焼骨

いずみ聖地公園案内図



＜所在地＞ 成田市東和泉655番地

＜交通案内＞ JR成田線「久住駅」より徒歩約15分

コミュニティバス「大室循環」「いずみ聖地公園」下車すぐ

＜お問い合わせ＞

【墓地の申込に関すること】

成田市環境部環境衛生課

〒286-8585 成田市花崎町760番地

TEL:0476-20-1531 FAX:0476-22-4436

E-mail:eisei@city.narita.chiba.jp

【墓地の管理・納骨等に関すること】

いずみ聖地公園管理組合

TEL:0476-36-2292